

最高人民法院の商標事件の管轄と法律適用範囲の問題に関する解釈

(2001年12月25日最高人民法院審判委員会第1203回会議にて採択) 法積(2001)1号

最高人民法院公告

「商標事件の管轄と法律適用範囲の問題に関する最高人民法院解釈」は、2001年12月25日に最高人民法院審判委員会第1203回会議にて採択された。ここに公布し、2002年1月21日より施行する。

2002年1月9日

「全国人民代表大会常務委員会「中華人民共和國商標法」改正についての決定」(以下、商標法改正決定と略称する。)は、第九期全国人民代表大会常務委員会第二十四回会議にて採択され、2001年12月1日から施行する。的確に商標事件を審理するために、「中華人民共和國商標法」(以下、「商標法」と略称する。)、「中華人民共和國民事訴訟法」及び「中華人民共和國行政訴訟法」(以下、「行政訴訟法」と略称する。)の規定に基づいて、ここに、人民法院の商標事件の管轄と法律適用範囲に関する問題について、以下のとおり解釈する。

第一条 人民法院は、次の商標事件を受理する。

1. 國務院工商行政管理部門商標評審委員会(以下、「商標評審委員会」と略称する。)がした審決又は裁定を不服とする事件
2. 工商行政管理部門がした商標に関する具体的行政行為を不服とする事件
3. 商標権の帰属についての紛争事件
4. 商標権の侵害についての紛争事件
5. 商標権の譲渡契約についての紛争事件
6. 商標使用許可契約についての紛争事件
7. 訴訟前に商標権侵害の停止を申し立てる事件
8. 訴訟前に財産保全を申し立てる事件
9. 訴訟前に証拠保全を申し立てる事件
10. その他の商標事件

第二条 この解釈第一条第1号の事件の第一審については、北京市高級人民法院が、最高人民法院の授權に基づいて、その管轄区内の関連中級人民法院の管轄を決定する。

この解釈第一条第2号の事件の第一審については、行政訴訟法の関連規定に基づいて、管轄を決定する。

商標の民事紛争事件の第一審については、中級以上の人民法院の管轄とする。

各高級人民法院は、当該人民法院の管轄区の事情に基づいて、最高人民法院の許可を得て、比較的大きい都市において、一又は二の基層人民法院が商標の民事紛争事件の第一審を受理することを決定することができる。

第三条 商標権者又は利害関係人が、工商行政管理部門に商標権の侵害行為について処理を請求するとともに、人民法院に商標権の侵害訴訟を提起して損害賠償を請求したときは、人民法院は、これを受理しなければならない。

第四条 商標評審委員会が商標法改正決定の施行前に受理した事件について、該当決定の施行後に審決又は裁定をし、当事者が審決又は裁定を不服として人民法院に訴えを提起したときは、人民法院は、これを受理しなければならない。

第五条 この解釈に別途規定がある場合を除き、商標法修正決定の施行前に発生した、改正後の商標法第四条、第五条、第八条、第九条第一項、第十条第一項第(二)号、第(三)号若しくは第(四)号、第十条第二項、第十一条、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第二十四条、第二十五条又は第三十一条のいずれかに列挙されている状況について、商標評審委員会が商標法改正決定の施行後に審決又は裁定をし、当事者がこれを不服として人民法院に訴えを提起した行政事件は、改正後の商標法の相応する規定を適用して審理を行う。商標評審委員会その他の状況について、改正前の商標法の相応する規定を適用して審査を行う。

第六条 商標法改正決定の施行時に、既に満一年になる登録商標について紛争が発生し、当事者が商標評審委員会のした裁定を不服として人民法院に訴えを起訴したときは、改正前の商標法第二十七条第二項に規定する申請提出期限を適用して処理する。商標法改正決定の施行時に、商標登録が一年に満たない場合は、改正後の商標法第四十一条第二項及び第三項に規定する申請提出期限を適用して処理する。

第七条 商標法改正決定の施行前に発生した商標権の侵害行為に対して、商標権者又は利害関係人が、該当決定の施行後に、訴訟前に人民法院に侵害行為の停止命令又は証拠保全の措置をとるよう申立をした場合は、改正後の商標法第五十七条及び第五十八条の規定を適用する。

第八条 商標法改正決定の施行前に発生した商標権の侵害行為に対して訴えを提起する事件について、人民法院が該当決定の施行時に、未だ有効な判決をしていない場合は、改正後の商標法第五十六条の規定を参照して処理する。

第九条 この解釈に別途規定がある場合を除き、商標法改正決定の施行後に人民法院が受理した商標の民事紛争事件が、該当決定の施行前に発生した民事行為に係る場合は、改正前の商標法の規定を適用する。当該決定の施行後に人民法院が受理した商標の民事紛争事件が、該当決定施行後に発生した民事行為に係る場合は、改正後の商標法の規定を適用する。当該決定の施行後に人民法院が受理した商標の民事紛争事件が、該当決定の施行前に発生し、該当決定の施行後まで持続した民事行為に係る場合は、改正前及び改正後の商標法の規定をそれぞれ適用する。

第十条 人民法院が受理する商標権の侵害についての紛争事件が、既に工商行政管理部門の処理を経ている場合は、人民法院は、依然として、当事者民事争議の事実について、審理を行わなければならない。